

(健Ⅱ40F)

令和2年4月15日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた予防接種の取扱いについて

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたことを踏まえ、緊急事態措置の対象となった7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）及び「感染拡大警戒地域」（以下、「対象地域」という。）に居住する定期接種の対象者であって、里帰り中の者等が、居住地以外の市町村（以下、「居住地外市町村」という。）において定期接種を希望する場合の接種の実施について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部局宛て別添の事務連絡がなされました。

本件は、現在里帰り等をしている対象者が接種のために居住地へ移動することによる感染リスク等を避けるための取扱いを示したものであり、実施にあたっては下記に留意していただきたいとしております。

なお、対象者の居住地が「感染拡大警戒地域」に該当するか否かは、各自治体に相談の上、判断していただくとのことであります。（厚生労働省に確認済み）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、居住地が対象地域であり、居住地外市町村への里帰りを延長する等の事情がある場合には、定期接種対象者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
予防接種の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の 7 都府県がその対象とされたところです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項第 2 号で指定される都道府県内の市町村及び「感染拡大警戒地域※」（以下「当該地域」という。）に居住する予防接種法に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者で里帰り中の者等が、居住地以外の市町村（以下「居住地外市町村」という。）において定期接種の実施を希望する場合には、当該居住地外市町村長による定期接種の実施について、下記に留意し、特段のご配慮をいただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、居住地が当該地域であり、居住地外市町村への里帰りを延長する等の事情がある場合には、定期接種対象者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。

※感染拡大警戒地域

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年4月1日）において以下の地域と定義されている。

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

以上